

町田市まちだ未来づくり基金条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市まちだ未来づくり基金条例

(設置)

第1条 町田市の未来づくりを応援するために寄附された寄附金を適正に管理し、市政運営に活用することを目的として、まちだ未来づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の整理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、町田市一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、寄附の目的に資する事業の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年12月1日から施行する。